

事 務 連 絡  
令和 6 年 9 月 27 日

各 検疫所 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 2 表の特記事項欄において  
特段の定めがある場合等について」の一部改正について

今般、標記について、消費者庁食品衛生基準審査課長から、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長等宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

消食基第235号  
令和6年9月27日

厚生労働省健康・生活衛生局  
食品監視安全課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長  
( 公 印 省 略 )

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示（令和6年内閣府告示第128号）が本日告示され、その内容等について別添1、2及び3のとおり各都道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

消 食 基 第 234 号  
令 和 6 年 9 月 27 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長  
( 公 印 省 略 )

「食品、添加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において  
特段の定めがある場合等について」の一部改正について

「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和5年11月30日付け  
健生発 1130 第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）の第3の1の二の(6)  
において参照するとして別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがあ  
る場合については、令和5年11月30日付け健生食基発 1130 第4号「食品、添  
加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合  
等について」（以下「特段の定め通知」という。）により通知したところです。

今般、特段の定め通知について下記のとおり改正しますので、貴管内関係者に対  
する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いします。

## 記

改正後	改正前
<p>今般、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和5年11月30日付け健生発 1130 第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。最終改正：令和6年9月27日付け消食基発第224号消費者庁次長通知。）の第3の1の二の(7)において参照するとして別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等については下記のとおりですので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いします。</p>	<p>今般、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和5年11月30日付け健生発 1130 第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）の第3の1の二の(6)において参照するとして別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等については下記のとおりですので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いします。</p>

記	記
<p>第1 別表第1第2表の物質名欄に掲げる物質等の留意事項について 1～2 (略)</p> <p>3 特段の定めがある場合とは、使用温度、対象食品、材質の厚さ、食品への直接接触の有無、使用量の<u>和</u>等の物質の使用に係る事項について特記事項欄に記載がある場合であり、各分類の参考例を別紙に示すこと。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 適用期日 <u>食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第324号)による改正後の食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の適用期日を令和7年6月1日としていることから、当該通知に関しても適用期日が令和7年6月1日となること。</u></p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>特段の定めがある場合の例 (1)～(4) (略) (5) 使用量の<u>和</u></p>	<p>第1 別表第1第2表の物質名欄に掲げる物質等の留意事項について 1～2 (略)</p> <p>3 特段の定めがある場合とは、使用温度、対象食品、材質の厚さ、食品への直接接触の有無、使用量の<u>合計量</u>等の物質の使用に係る事項について特記事項欄に記載がある場合であり、各分類の参考例を別紙に示すこと。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 適用期日 <u>規格基準告示の適用期日を令和7年6月1日としていることから、当該通知に関しても適用期日が令和7年6月1日となること。</u></p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>特段の定めがある場合の例 (1)～(4) (略) (5) 使用量の<u>合計量</u></p>